

記載注意（法第4条・第5条関係）

- （１）法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- （２）譲渡人が２人以上である場合等には（別記注）によるものとする。
- （３）「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載する。
- （４）「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- （５）「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- （６）「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を６か月単位で区分して記載する。
- （７）申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第２９条の開発許可及び同法第４３条第１項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第２９条及び第４３条第１項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第３４条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第３４条第１号から第１０号まで又は都市計画法施行令第３６条第１項第３号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載する。

※資金調達計画及び被害防除の別紙並びに事業計画書は、県指定の様式をできるだけ使用すること。

添付書類

書面

- ☐（法人の場合）定款又は寄付行為の写し
- ☐（法人の場合）法人の登記事項証明書の謄本
- ☐申請土地の登記事項証明書
- ☐（所有権以外の権原に基づいて申請する場合）所有者の同意書
- ☐（申請農地に地上権、賃借権等による耕作者がいる場合）耕作者の同意があつたことを証する書面
- ☐（耕作以外の利用を目的とした権利を有する者がいる場合）権利者の同意書
- ☐（他法令の許認可、届出を了している場合）その旨を証する書面の写し
- ☐（申請地内に道路水路等の公有地を取り込んでいる場合）その利用が可能である旨を証する書面
- ☐（申請農地が土地改良区の区域内にある場合）土地改良区の意見書
- ☐取水・排水についての水利権者、漁業権者等関係権利者の同意書
- ☐事業計画書
- ☐資金計画書（☐工事見積書 ☐資金証明書）（特定建築条件付売買予定地の場合、当該事業の全てを実施するために必要な額であるもの）
- ☐宅地建物取引業免許証の写し（転用目的が建売分譲住宅又は宅地分譲又は特定建築条件付売買契約予定地の場合）
- ☐被害防除計画書
- ☐（特定建築条件付売買予定地の場合）売買契約の一般的な契約書案
- ☐（５条申請において単独申請する場合）単独申請をすることができることに該当する書面
- ☐その他

図面

- ☐位置図（1/50,000 ないし 1/25,000 程度 申請地が当該市町村内でどこに位置するか特定できるもの）
- ☐付近見取図（1/5,000 程度 付近の状況がわかるもの）
- ☐字図
- ☐現況平面図（申請地を含む周辺の現況がわかるもの）
- ☐土地利用計画平面図（施設配置図）
（申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設（周辺農地に対する被害防除施設等を含む。）の位置を明らかにした図面）
- ☐縦横断面図（周辺農地に対する被害防除から必要な場合）
- ☐建物平面図立面図（周辺農地に対する被害防除から必要な場合）
- ☐その他

提出部数

- | | |
|--------|------------------------|
| 1 申請書 | 2 部（市用 1 部、農業委員会控 1 部） |
| 2 添付書類 | 2 部（市用 1 部、農業委員会控 1 部） |

※この書類は申請書ではないので、農業委員会又は県知事に提出する必要はありません。